

# 「アクアプラン川口21 ～第3次川口市水道ビジョン～」改訂(案) 「川口市公共下水道事業経営戦略」改訂(案) にご意見お寄せ下さい

12月7日から来年1月5日(水)まで、「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」改訂(案)、「川口市公共下水道事業経営戦略」改訂(案)2本の水道・下水道事業の今後のビジョンについてパブリックコメントが行われています。

内容は、インターネットでは川口市及び上下水道局のホームページに、また上下水道総務課や市政情報コーナーで閲覧できます。

ご意見は水道庁舎2階上下水道総務課窓口まで。

郵送の場合は〒332-8501川口市青木5-13-1上下水道局上下水道総務課あて。

FAXは048-256-4871。また電子メールはホームページから送れます。

## 「アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～」

「第5次川口市総合計画」との整合を図り、第1期(令和元年度～令和3年度)が終了することから、事業の進捗状況・水需要の動向・社会情勢の変化などを踏まえて中長期的な改訂を行うとしています。

## 「川口市公共下水道事業経営戦略」

「川口市下水道ビジョン」の施策の実現のための中長期収支計画です。平成31年4月1日から地方公営法を全部適用し、企業会計方式で経営戦略を見直す必要から「アクアプラン」と併せて改訂を行うものです。

これまで党市議団は水道・下水道料金の値上げについて、市民への周知・説明の徹底を訴え反対してきました。ビジョンには今後の料金の考え方についても触れています。皆さんのご意見お寄せ下さい。

2021年12月19日 No.1637

日本共産党川口市議会議員団  
川口市前川2-28-10  
TEL.267-8411 FAX.261-3528  
<https://www.kawaguchi-jcp.jp/>

# 特別支援学級を 来年度(2022年度)6校に新設

国連の「障害者権利条約」では障害のある人が、ない人と分け隔てなく人権を保障され、豊かに生きられる社会を実現するために、教育の分野で「インクルーシブ教育」(障害のある子どもが一般の教育制度から排除されず参加を保障される教育)を提唱しています。

日本共産党市議団は、この立場から子ども1人ひとりの最大限の発達が大切にされる学校の環境整備が必要と考え、特別支援教育の体制整備を提案しています。12月市議会では、川口市内に肢体不自由の特別支援学校の新設や、市内小中学校の全校に特別支援学級を設置することを一般質問で提案しました。市は、来年度(2022年度)は小学校4校、中学校2校に特別支援学級を設置することを示しました。

川口市は今年度小学校8校に特別支援学級を設置し、現在小学校30校、中学校13校に設置されています。在籍する児童・生徒も年々増えており、全校への特別支援学級の設置の必要性が増しています。

## ●2022年度に特別支援学級が新設される学校

小学校	新郷小学校・領家小学校・芝富士小学校・慈林小学校
中学校	安行東中学校・榛松中学校

引き続き、特別支援学級の市内小中学校の全校設置が早期に実現するよう皆さんの声を届けてまいります。

## 1月の無料法律相談

◎日時／1月11日(火)18時30分～

◎会場／日本共産党埼玉南部地区委員会事務所2階

事前にご予約の上お越しください(筆記用具やメモ紙などご用意ください)  
相談希望の方は日本共産党市議会議員、または下記事務所までご連絡ください。

なお、申し込みの際は連絡先の電話番号をお知らせいただき、  
来所の際はマスクの着用をお願いします。

主催：日本共産党川口市議会議員団  
事務所住所：川口市前川2-28-10 電話048-267-8411

新川口

# 12月定例市議会に追加議案 川口市資材置場の設置等の規制 に関する条例の制定について

資材置場の設置及び管理に関し、それに起因する危険の発生及び生活環境の悪化の防止を図るために必要な規制を行い、不適切な資材置き場の設置及び管理を防止することで、市民生活の安全確保及び生活環境の保全に寄与することを目的とし、条例(施行期日 令和4年7月1日)を制定する議案が12月市議会で上程されました。

党市議団は市街化調整区域内に資材置場が無秩序に広がり、周辺住民の生活環境や自然環境の悪化を招いているため、平穏な住環境を取り戻すために産業廃棄物排出事業者に対する指導を求めてきました。今後、専門組織を新たに設置し、運用することですが、条例の検証とともに周辺住民の住環境の悪化から安心して住み続けられる生活環境を取り戻すことは行政の責任と考えます。

以下は、条例の主な内容です。

**対象者**／500㎡以上の資材置場の設置を行い、その設置後の資材置場の管理を行うもの。

規制内容

**ア、許可申請**／資材置場の設置に係る工事への着手前に、資材置場の設置等に関する計画を定め、使用の許可を受けなければならないこととするもの。

**イ、許可基準**

- 原則、幅員4メートル以上の公道で、その両端が当該公道の幅員以上の幅員を有する公道に接続しているもの。
- 資材の倒壊による危害を防止するために必要な措置を講じているもの。
- 資材置場の利用者以外の立入り及び騒音、振動又は粉じんの発生による周辺の生活環境の悪化の防止を図るために必要な措置を講じているもの。
- 資材置場の管理の状況を確認できるようにするために必要な措置を講じているもの。

\*既存の資材置場については、許可基準へ適合するよう努力義務を課すもの。

**ウ、報告**／許可に係る資材置場の管理の状況について、定期的に、市長に報告しなければならないとするもの。

**エ、監督処分**／違反したものに対して、是正措置に係る勧告・命令

**オ、罰則** ●命令に違反した者：30万円以下の罰金

- 各種届出・報告の無実施または虚偽の実施等：5万円以下の過料

## 知っ得情報 川口市奨学資金貸付制度 申請要件が緩和

川口市内に居住する世帯に属する方が、経済的な理由により修学が困難である場合に奨学資金を貸し付け、有用な人材を育成することを目的とするものです。奨学資金の貸付は、奨学生本人に対して行われるもので、返還も奨学生本人が行うものです。

返還は、正規の修学期間が終了してから1年を据え置き、10年間の均等月賦(口座振替)となります。利息相当額は、市が指定金融機関に補給することから、奨学生に請求されることはありません。

**問** どのように申請要件が緩和になったのですか

**答** 本人との同居・別居を問わず、生計が同一な方全員の市県民税課税標準額の合計が「200万円未満」だったものが2022年度生募集から「250万円未満」であることに変更となりました。

**問** 申請方法、申請期間は怎么样了か

**答** 申請は貸付を受ける本人及び親権者が、揃って川口市役所分庁舎3階へ行ってください。第3期：2022年1月11日(火)から2022年1月21日(金)までです。

**問** 貸付金額は怎么样了か

**答** 高校、高等専門学校、専修学校(高等課程)は入学一時金(国立及び公立18万円以内・私立30万円以内)、修学金(月12,000円以内)です。  
大学、短期大学、専修学校(専門課程)は入学一時金(国立及び公立36万円以内・私立50万円以内)、修学金(月24,000円以内)です。

お問い合わせは

川口市学校教育部 庶務課 庶務係  
所在地／川口市青木2-1-1(分庁舎3階)  
電話／048-271-9476(直通)